

平成26年3月26日（水）
13:00～15:00
中原区役所5階502会議室

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の平成26年度施行等に関する事業者説明会
【共同生活介護・共同生活援助】

（川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

1 障害者総合支援法の平成 26 年 4 月施行について

平成 24 年に成立した地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）は平成 25 年 4 月と平成 26 年 4 月の 2 段階施行となっており、平成 26 年 4 月には、次の項目について施行される。

- 重度訪問介護の対象者拡大
- 共同生活介護と共同生活援助の一元化
- 地域移行支援の対象者拡大
- 障害程度区分から障害支援区分への見直し

※ その他、省令改正により、単独型短期入所の人員基準（管理者の兼務）の取扱いが変更された。

※ また、生活介護の医師配置について、見直しが行われることとされている。

2 ケアホームとグループホームの一元化について

(1) グループホームの一元化に係る概要

① 背景

- 障害者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、共同生活介護と共同生活援助が一元化される。

② 一元化のポイント

- 法改正により、「共同生活介護」が削除され、「共同生活援助」として一元化される。
- 利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供が行えるよう、外部の居宅介護事業者と連携すること等により、介護サービスを提供することが可能となる。
- より一人暮らしに近い形態で暮らしたいとの要望に応えつつ、多様な住まいの場を確保する観点から、本体住居との密接な連携を前提として、既存のアパート等の一室を活用するサテライト型住居の仕組みが創設される。

③ 一元化後のグループホームでの介護サービスの提供形態

- 一元化後のグループホームでの介護等の提供については、
 - ア グループホーム事業者が自ら行う（従前の共同生活介護の形態：「指定共同生活援助（介護サービス包括型）」）
 - イ グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者に委託する（「外部サービス利用型指定共同生活援助」）のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みにする。
- なお、現行において経過的に認められている「重度者の個人単位のホームヘルプ利用」については、共同生活援助（介護サービス包括型）においては平成26年4月以降についても、平成27年3月31日までの間は認められる。

(2) 人員配置基準等

- 「指定共同生活援助」の人員配置基準については、現行のケアホームの基準と同様の基準とする。「外部サービス利用型指定共同生活援助」の人員配置基準については、現行のグループホームの基準と同様の基準とした上で、世話人の配置基準を現行のケアホームと同様に 6 : 1 以上に見直す。ただし、平成26年4月の施行の際に現にあるグループホームの世話人の配置基準については、

当分の間、「10：1以上」とする経過措置が設けられる。

(3) 設備基準等

- 「指定共同生活援助」と「外部サービス利用型指定共同生活援助」は共通の設備基準とし、現行基準と基本的に同様とする。

(4) サテライト型住居について

① サテライト型住居の設備基準

サテライト型住居を設置する場合の本体住居・サテライト型住居の設備等の基準については、下表のとおり。

	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下(※)	1人
ユニット（居室をのぞく）の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上	—
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けることができる通信機器（携帯電話可）	
居室の面積	収納設備を除き7.43㎡	

※ サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まない（事業所の利用定員には含む）。

② サテライト型住居の立地条件

- 本体住居との密接な連携を確保する具体的な要件として、本体住居とサテライト型住居の入居者が日常的に相互に交流を図ることができるよう、原則として、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、概ね20分以内に移動することが可能な距離であること。
- 1つの本体住居に対するサテライト型住居の設置箇所数は原則として、2か所（本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所）を限度とすること。なお、一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生活住居を本体住居として、1つの建物に複数のサテライト住居を集約して設置することは認められないこと。

③ サテライト型住居の人員配置基準

- 共同生活援助については、一定の範囲内の住居全体を事業所として指定するため、人員配置基準についても、個々の住居ごとではなく事業所単位で適用していることから、サテライト型住居を設置した場合であっても、特段の人員配置基準の上乗せは行わないものとする。

④ サテライト型住居の運営基準

- サテライト型住居の利用対象者は、共同生活援助の支給決定を受けた者のうち、早期に単身等での生活が可能であると認められる者を基本とする。
- このため、地域で単身生活等をしたいという明確な目的意識を持った障害者の利用期間の長期化

を回避する観点から、一定の利用期限（3年）を設けて、効果的・効率的な支援を行うものとする。ただし、サテライト型住居に入居してから3年を超える場合であっても、引き続き当該住居を利用することにより単身生活への移行が具体的に見込まれる場合等については、市町村審査会における個別の判断により、3年を超える利用を認めること。また、指定共同生活援助が不要になっても、当該サテライト型住居の契約を事業者からサテライト型住居の入居者個人に切り替えることでそのまま住み慣れた住居で生活し続けることができるようにするなど、柔軟な運用や配慮を行うこと。

- また、サテライト型住居の入居者に対しては、共同生活援助計画に基づき、本体住居の従業員が定期的な巡回等(※)により支援を行うものとする。（※この場合の「定期的な巡回等」とは、原則として1日複数回の訪問を想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については、適切なアセスメント及びマネジメントに基づき利用者との合意の下に決定されるべきものであることから、利用者の心身の状況等に応じて、訪問を行わない日を設けるなど柔軟な設定が可能となる。）

(5) 受託居宅介護サービス事業者への委託

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の改正案では、受託居宅介護サービス事業者への委託については、次のとおり。（平成26年3月7日現在の案であり、今後変更することがある）

④ 受託居宅介護サービス事業者への委託（基準第213条の10）

基準第213条の10は、利用者に対する適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保するため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に受託居宅介護サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。

- a 当該委託の範囲
- b 当該委託に係る業務（以下この④において「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件
- c 受託居宅介護サービス事業者の従業員により当該委託業務が基準第14章第5節第4款の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨
- d 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨
- e 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるようdの指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨
- f 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- g その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者はアの c 及び e の確認の結果の記録を作成しなければならないこと。

(6) 経過措置

- 平成26年4月の施行の際に、現にあるケアホーム事業所（グループホーム・ケアホーム一体型事業所を含む。）については、指定共同生活援助事業所とみなし、現にあるグループホーム事業所については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなす経過措置が設けられる。
- 上記によってみなされた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、施行後最初の指定更新までの間、受託居宅介護サービスの提供を開始するまでに、受託居宅介護サービス事業者と業務委託契約を締結すればよいとする経過措置が設けられる。

<Point!>

- 共同生活介護が共同生活援助に一元化されることに伴い、現在の指定共同生活介護事業所（一体型指定共同生活介護事業所を含む）が指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）として運営する場合には人員の配置基準等の変更はない。
- 同様に、現在の指定共同生活援助事業所（単独型）が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所として運営する場合は、現行「10：1」から「6：1」に引き上げられるが、当分の間は経過措置が設けられる。
- 一人暮らしに近い形態のサテライト型住居に関しては、1つの本体住居につき2か所（本体住居の規模に応じて1か所）までとすること、利用期限（3年）の設定があること等が基準省令の解釈通知で規定される予定。
- 一元化に係る必要な事務手続きについては近く「らくらく」に掲載予定。（運営規程の変更届、一体型指定共同生活介護事業所における指定共同生活援助の廃止届等）

3 「障害支援区分」への見直しについて

「障害程度区分」は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改め、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとされた。

現行のコンピュータ判定式は、開発された当時の要介護認定の判定式（樹形図）をそのまま活用したため、知的障害及び精神障害の特性を十分に反映できていない、また、106 項目の認定調査項目のうち、「行動障害や精神面等の調査項目（20 項目）」の結果が、コンピュータ判定では評価されていないことなどの課題が見られたことから、現行の二次判定により近い一次判定が全国一律で可能となるように、コンピュータ判定式が抜本的に見直される。また、認定調査項目の追加・統合・削除、または選択肢の統一等が行われる。

<Point!>

- 障害支援区分への見直しは、現行の二次判定により近い一次判定を全国一律で可能にすること、知的障害、精神障害の特性を反映させるために行う。
- 障害程度区分の有効期限内は、障害支援区分で認定をし直す必要はない。
- 障害程度区分から障害支援区分に変更することにより、一次判定で区分が引き下げられても、二次判定において、現在利用しているサービスを引き続き利用できるよう考慮される。（著しく状態が変化した場合を除く。）

4 平成 26 年度からの報酬

(1) 消費税率の引き上げに係る障害福祉サービス等報酬における対応

平成 26 年 4 月に消費税率が現行の 5 %から 8 %に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等の報酬において、影響する相当分について上乗せ等が行われる。

① 基本報酬単位への上乗せ

消費税影響分を適切に手当てするため、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せ（平均引き上げ率：約 0.69%）される。

② 加算の取扱い

各加算については、加算内容に占める課税割合が軽微である、又はもとの単位数が小さく上乗せが 1 単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せされる。

(2) 地域区分の見直しについて

平成 24 年度の報酬改定から平成 27 年度までの間、段階的に見直しが行われている。平成 26 年度の地域区分が平成 25 年度のものとは異なる市町村もあるため、地域区分及び単位数単価の設定を適正に行うよう、事業所はご留意いただきたい。※川崎市は 3 級地から 4 級地になります。

(3) 共同生活介護・共同生活援助の一元化に係る報酬の見直し

平成 26 年 4 月以降の障害福祉サービス費等の報酬については、3 月下旬に報酬に係る告示が発出予定とされているが、次の厚生労働省ホームページに「障害福祉サービス費等の報酬算定構造（案）」が掲載されているので参照されたい。

【厚生労働省 HP】 http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushien/dl/h2604_02.pdf

① 基本報酬について

a 共同生活援助（介護サービス包括型）

- ・ 共同生活援助介護サービス包括型については、当該共同生活援助の従業者が介護サービスも含めて包括的なサービス提供を行うことから、現行共同生活介護に係る報酬と同様、障害支援区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス＋介護サービス）として設定される。
- ・ 現行の共同生活介護が円滑に共同生活援助（介護サービス包括型）に移行できるよう、障害支援区分2以上の報酬については現行の共同生活介護の報酬水準を基本とした上で、区分1以下の報酬を新設される。

b 外部サービス利用型共同生活援助

- ・ 基本サービス（外部サービス利用型共同生活援助サービス費）の報酬は、現行の共同生活援助が円滑に外部サービス利用型共同生活援助に移行できるよう、現行の共同生活援助の報酬水準が基本となる。
- ・ 介護サービス（受託居宅介護サービス費）の報酬は、介護保険の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護における外部の事業者へ委託する訪問系サービスの仕組み・水準を参考に、移動コスト等の節減により効率的なサービスの提供が可能であるということ等を考慮して設定される。

【受託居宅介護サービスの支給標準時間】（平成26年3月7日障害保健福祉関係主管課長会議資料）

市町村が受託居宅介護サービスの支給量の決定に際して参酌すべき「受託居宅介護サービスの支給標準時間」については、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案の上、障害支援区分ごとに下表のとおりとすることと考えられている。

参酌すべき受託居宅介護サービスの支給標準時間（案）

障害支援区分	支給標準時間
区分2	150分/月
区分3	600分/月
区分4	900分/月
区分5	1,300分/月
区分6	1,900分/月

② 加算について（「平成26年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する意見の募集について」添付資料より）

a 基本的な考え方

- ・ 現行の共同生活介護及び共同生活援助が一元化後の共同生活援助に円滑に移行できるよう、現行の共同生活介護及び共同生活援助に設けられている加算は、基本的に一元化後の共同生活援助においても算定できるようになる。

b 日中支援体制の評価の充実

- ・ 高齢又は重度の障害者（※）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に基づいて行う昼間の時間帯における支援を評価する加算が創設される。※65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者
- ・ 心身の状況等により予定していた日中活動サービス等を利用できなかった利用者に対する昼間の

時間帯における支援を評価する現行の日中支援加算については、日中支援加算（Ⅱ）に名称変更となる。

●日中支援加算（Ⅰ）【新設】		
・支援対象者が1人の場合		539 単位/日
・支援対象者が2人以上の場合	1人当たり	270 単位/日
●日中支援加算（Ⅱ）【現行の日中支援加算】		
・支援対象者が1人の場合		
区分4以上		539 単位/日
区分3以下		270 単位/日
・支援対象者が2人以上の場合		
区分4以上	1人当たり	270 単位/日
区分3以下	1人当たり	135 単位/日

c 夜間支援体制の評価の充実

- ・ 障害福祉サービス等に従事する職員の夜勤と宿直の勤務態様や賃金の取扱い等を踏まえ、夜勤職員を配置している事業所への加算を、現行の共同生活介護の夜間支援体制加算の単位数から引き上げるとともに、宿直を配置している事業所への加算の適正化が図られる。
- ・ なお、現行の夜間支援体制加算は、夜間の支援対象者の数及び障害程度区分に応じた加算単位数の設定であるが、夜間の支援体制を適切に評価する観点から、夜間の支援対象者の数に応じた一律の加算単位数の設定に見直される。
- ・ また、現行の共同生活援助における警備会社との警備業務の委託契約等を評価する夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）については、警備業務の委託契約の実勢価格も踏まえつつ、夜間の連絡体制・支援体制を評価する加算（夜間支援体制加算（Ⅱ）及び夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ））と統合した上で適正化が図られる。

●夜間支援等体制加算（Ⅰ）【新設】	
夜勤を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定	
[支援対象者が4人以下の場合]	336単位/日
[支援対象者が5人の場合]	269単位/日
[支援対象者が6人の場合]	224単位/日
[支援対象者が7人の場合]	192単位/日
[支援対象者が8人～10人の場合]	149単位/日
(略)	
●夜間支援等体制加算（Ⅱ）【新設】	
宿直を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定	
[支援対象者が4人以下の場合]	112単位/日
[支援対象者が5人の場合]	90単位/日
[支援対象者が6人の場合]	75単位/日
[支援対象者が7人の場合]	64単位/日
[支援対象者が8人～10人の場合]	50単位/日
(略)	
●夜間支援等体制加算（Ⅲ）【新設】	
常時の連絡体制・防災体制を確保している場合に算定	10 単位/日

ただし、パブリックコメントの結果を踏まえ、次の運用が検討されている。

夜間支援等体制加算の届出を事業所単位ではなく住居単位とすることにより、1の事業所であっても、住居単位で夜勤体制を評価する加算（夜間支援等体制加算（Ⅰ））と宿直体制を評価する加算（夜間支援体制加算（Ⅱ））を併算定できるようにする。

平成27年3月31日までの経過措置として、1の住居において夜勤の配置以外に宿直配置の日が一定程度あっても、夜勤体制を評価する加算（夜間支援等体制加算（Ⅰ））を算定できるようにする。

この場合の宿直配置の日数については、「1月に夜勤配置の日数を超えない範囲内」とする方向で検討（算定可能な例：毎週、月～木の4日間を夜勤、金～日の3日間を宿直配置とした場合等）。

d 医療が必要な者に対する支援体制の評価の充実（医療連携体制加算Ⅴの創設）

- ・ 高齢の障害者や医療ニーズのある者であっても可能な限り継続してグループホームに住み続けられるよう、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価する加算を、介護保険制度における認知症高齢者グループホームの例を参考に新設される。

●医療連携体制加算（Ⅴ）【新設】

39 単位/日

e 自立生活支援加算の算定要件の緩和

- ・ サテライト型住居の創設も踏まえつつ、共同生活援助で行う退居後の居住の場の確保など単身生活等への移行に向けた支援をより拡充する観点から、施設入所支援の地域移行加算等を参考に、現行の自立生活支援加算の算定要件を緩和するとともに加算単位数の見直しが行われる。
- ・ 退居する利用者に対し、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合、退居前後各1回算定する。

●自立生活支援加算の算定要件等の見直し

[現行]

(算定要件)

次の要件を満たしている事業所において、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合

① 過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち移行後の生活が6か月以上継続している者が5割以上

② 対象者ごとに6か月以内の移行に関する個別支援計画について市町村の承認を得る

(加算単位数)

14 単位/日 (180 日を上限)

[見直し後]

(算定要件)

退去する利用者に対し、退去後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合

(加算単位数)

500 単位 (退去前、退去後各1回)

< Point! >

- 消費税の引き上げにより、基本報酬が約0.69%引き上げられる。
- 平成27年までの地域区分の見直しに係る段階的施行についても、留意が必要である。
- 共同生活援助への一元化に伴い、共同生活援助の報酬が一部変更・見直しとなる。
- 例年、年度当初に提出いただいている「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の平成26年4月施行版は、国の報酬告示後（3月末）に発出予定。
- また、共同生活援助で行う短期入所における福祉・介護職員処遇改善加算等については、共同生活援助（介護サービス包括型）で行うものは現共同生活介護の、外部サービス利用型共同生活援助で行うものは現共同生活援助の加算率を参考設定される予定。（今後、厚労省障害福祉課長通知で示される予定）

指定共同生活介護事業所・指定共同生活援助事業所の皆さまへ
(平成 26 年 4 月の共同生活援助への一元化に伴う必要な手続きについて)

H26.3 神奈川県障害サービス課

1 一元化の趣旨

障害者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けられるよう、法改正により、今年 4 月 1 日から共同生活介護と共同生活援助が一元化されることになりました。

一元化に当たっては、利用者の障害の状態に応じた柔軟なサービス提供が行えるよう、外部の指定居宅介護事業者に介護サービスの提供を委託できるようになりました。

また、より一人暮らしに近い形態で暮らしたいとの要望に応えつつ、多様な住まいの場を確保する観点から、既存のアパート等の一室を活用するサテライト型住居の仕組みが創設されました。

2 一元化に伴う取扱いについて

(1) 基本的な考え方

一元化後は、

- ・ 従前の共同生活介護の形態をとる「指定共同生活援助（介護サービス包括型）」
- ・ 外部の居宅介護事業所（受託居宅介護事業所）に介護部分を委託する「外部サービス利用型指定共同生活援助」

を、事業者が選択できる仕組みとなります。

(2) 経過措置の取扱い

共同生活援助への一元化にあたり、

ア 現に存する指定共同生活介護事業所、一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所（以下「一体型共同生活介護事業所等」といいます。）は、全て指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）とみなされます。

イ 現に存する指定共同生活援助事業所は、全て外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされます。

(3) 必要となる申請手続き等

みなし指定となるため、新たな指定申請等の手続きは必要ありません。

ただし、運営規程に規定する事業の目的等において、事業の種類（指定共同生活援助事業、外部サービス利用型指定共同生活援助事業）を記載する必要があることから、(1)の事業を行う事業者は運営規程の変更を届け出る必要があります。

また、一体型指定共同生活介護事業所等は、現在の共同生活介護が共同生活援助（介護サービス包括型）にみなされるため、現在の共同生活援助事業を平成 26 年 3 月 31 日付けで廃止とする届出が必要となります。

その他の必要な平成 26 年 3 月末日の時点で行っている事業所の種類及び平成 26 年 4 月以降の事業所の種類により、必要な事務手続きが異なりますので、裏面でご確認ください。

(4) 指定書及び指定有効期間の取扱いについて

4 月以降に運営する事業所の種類に関わらず、指定書は改めて発行しません。また、指定有効期間は、

平成 26 年 3 月 31 日において、現にその事業所が受けていた指定の有効期間の残存期間（現在の指定有効期間）が 4 月以降の事業所に引き継がれます。

2 利用者の支給決定について

平成 26 年 3 月末日時点で「共同生活介護」の支給決定を受けている利用者については、「共同生活援助」の支給決定を受けているものとみなされます。（受給者証の取扱い等については、支給決定市区町村にお問い合わせください。）

また、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、受託居宅介護サービスを提供する場合には、受託居宅介護サービスの支給量の決定（利用者は支給決定の変更申請）が必要となることから、平成 26 年 4 月 1 日に外部サービス利用型指定共同生活援助事業所として運営する事業所（検討している事業所も含む）は、別紙により 3 月 20 日（木）までに指定権者（県もしくは政令市・中核市）に申し出てください。

なお、5 月 1 日以降に外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行する事業所については、移行する月の前月 15 日までに別紙により指定権者に申し出てください。すでに 5 月 1 日以降に移行する方針が決定している場合には、3 月 20 日までに申し出てください。

【資料：指定に係る必要な手続きについて】

H26.3 の指定形態	H26.4 以降の事業所の種類	必要となる事務手続き
共同生活介護 (ケアホーム) の 指定のみ受けている	指定共同生活援助事業所 (介護サービス包括型)	<u>変更届</u> ・運営規程（事業の種類等）の変更
	外部サービス利用型指定 共同生活援助事業所	<u>変更届</u> ・事業の種類等（包括型→外部サービス利用型）の変更
共同生活介護 共同生活援助 両方の指定を受けてい る 一体型指定共同生活介 護等	指定共同生活援助事業所 (介護サービス包括型)	<u>廃止届</u> ・H26.3.31 付の共同生活援助事業の廃止届 <u>変更届</u> ・運営規程（事業の種類等）の変更
	外部サービス利用型指定 共同生活援助事業所	<u>廃止届</u> ・H26.3.31 付の共同生活援助事業の廃止届 <u>変更届</u> ・事業の種類等（包括型→外部サービス利用型）の変更
共同生活援助 (グループホーム) の 指定のみ受けている	指定共同生活援助事業所 (介護サービス包括型)	<u>変更届</u> ・事業の種類等（外部サービス利用型→包括型）の変更
	外部サービス利用型指定 共同生活援助事業所	<u>変更届</u> ・運営規程（事業の種類等）の変更

- ① 指定共同生活介護事業所が指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）として運営する場合
 - ・運営規程の変更に係る届出が必要です。
 - 運営規程の事業の目的等において、事業の種類を「指定共同生活援助事業」に変更するほか、所要の改正が必要となります。変更届の添付資料として、変更後の運営規程を提出してください。
- ② 指定共同生活介護事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行する場合
 - ・運営規程の変更に係る届出が必要です。

⇒ 運営規程の事業の目的等において、事業の種類を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業」に変更するほか、所要の改正が必要となります。変更届の添付資料として、変更後の運営規程及び受託居宅介護事業所との業務委託契約書（写し）を提出してください。

③ 一体型指定共同生活介護事業所等が指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）として運営する場合

・ 共同生活援助事業の廃止及び運営規程の変更に係る届出が必要です。

⇒ 現在の指定共同生活介護事業所が指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）とみなされますので、3月中に、現在の共同生活援助事業を3月31日付で廃止とする届出を提出してください。運営規程の事業の目的等において、事業の種類を「指定共同生活援助事業」に変更するほか、所要の改正が必要となります。変更届の添付資料として、変更後の運営規程を提出してください。

④ 一体型指定共同生活介護事業所等が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行する場合

・ 共同生活援助事業の廃止及び運営規程の変更に係る届出が必要です。

⇒ 現在の指定共同生活介護事業所が指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）とみなされますので、3月中に、現在の共同生活援助事業を3月31日付で廃止とする届出を提出してください。運営規程の事業の目的等において、「外部サービス利用型指定共同生活援助事業」に変更するほか、所要の改正が必要となります。変更届の添付資料として、変更後の運営規程及び受託居宅介護事業所との業務委託契約書（写し）を提出してください。

⑤ 指定共同生活援助事業所が指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）に移行する場合

・ 運営規程の変更に係る届出が必要です。

⇒ 運営規程の内容を指定共同生活援助事業所（介護サービス利用型）としての規定に変更するほか、所要の改正が必要となります。変更届の添付資料として、変更後の運営規程及び生活支援員が指定基準以上配置されていることがわかる資料（勤務体制一覧）を提出してください。

⑥ 指定共同生活援助事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所として運営する場合

・ 運営規程の変更に係る届出が必要です。

⇒ 運営規程の内容を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所としての規定に変更するほか、所要の改正が必要となります。変更届の添付資料として、変更後の運営規程を提出してください。なお、受託居宅介護事業所との業務委託契約は、受託居宅介護サービスの提供開始か、施行後最初の指定更新までに締結すればよいとする経過措置が設けられていますので、提供を開始した場合には、速やかに変更後の運営規程と業務委託契約書（写し）を提出してください。

※ 上記に係る変更届・廃止届の記載例は、別添を参照してください。

※ 4月1日以降の運営規程の記載例は、別途お示しいたします。

※ 変更届の提出期限は変更が発生してから10日以内です。4月1日からの変更であれば、4月10日までに提出してください。

※ 4月1日からサテライト型住居として設置する場合には、4月10日までに、変更届の添付資料として「サテライト型住居の状況（参考様式14）」（※）、共同生活住居を追加する場合と同様の資料を提出してください。（※後日、「障害福祉情報サービスかながわ」でお示しいたします）。

<制度改正に伴う本市の対応>

○ みなし支給決定について

共同生活介護から共同生活援助へみなされた利用者については、変更支給決定及び受給者証の再発行等はありません。現在、お持ちの受給者証の記載が「共同生活介護」の場合、「共同生活援助」が支給決定されていると読み替えてください（加算についても同様です）。次回の期間更新や変更の際に順次、切り替わります。

○ 障害程度区分と障害支援区分について

現在、障害程度区分の認定を受けている場合、平成 26 年度以降は、その認定有効期間の残存期間については、障害支援区分とみなされます。

そのため、受給者証の記載は障害支援区分となりますが、「障害支援区分の欄に表示する区分は、従前の障害程度区分によるものである。」という記載をいたします。

また、平成 26 年度以降に平成 25 年度に遡及して支給決定がされた場合も同様の記載がされます。

○ 外部サービス利用型共同生活援助の利用者について

外部サービス利用型共同生活援助事業所の入居者で、実際に外部サービスを利用する場合は、区役所等に変更申請を行い、「受託居宅介護サービス費対象者」の支給決定を受ける必要があります。

○ 利用者への周知

上記について、利用者への周知として、別途、通知を送付する予定です。

○ サービス提供実績記録票【別紙参照】

制度改正に対応した新様式をお示しする予定です。後日、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ（らくらく）」に掲載いたしますので、現行の様式から切り替えてください。

<補助金について>

① 本市のグループホームに対する補助金

○ 川崎市障害者共同生活介護・共同生活援助運営事業補助金交付要綱（23川健障計第1016号）

- （1）身体、知的を主たる対象とするグループホームへのバックアップ事務費に対する補助
- （2）精神を主たる対象とするグループホームへの家賃及び賠償責任保険料に対する補助

○ 川崎市障害者グループホーム等新築・改修事業補助金交付要綱（24川健障計第199号）

- （3）物件を新築してグループホームを開設する際にかかる建設費に対する補助
- （4）既存の物件を改修して新規にグループホームを開始する場合の改修費に対する補助
- （5）既に運営しているグループホームを改修する場合の改修費に対する補助
- （6）物件を賃貸借する際にかかる敷金、礼金、仲介手数料に対する補助

※補助対象は、バリアフリー化のため、又は、消防設備設置のために行われる工事に限る。

※当該年度に行われるものに限る。

② 補助の流れ

補助金は事前申請が原則ですので、

申請 > 交付決定 > 事業開始・完了 > 実績報告 > 支払

が基本的な流れとなります。ですので、事後申請や交付決定前の着工などは認められません。ただし、例外として、上記（1）（2）のように年度を通して行われる事業であって、年度終了まで金額が確定していない場合は、事前に概算により支払い、年度終了後に精算を行う方法があります（概算払い）。

③ 対象

- （1）（2）及び（6）については、選定委員会で承認されている必要があります。
- （3）（4）（5）については、上記に加え、改修等選定委員会で承認されている必要があります。

④ その他

- 申請書類はスキャナで読み込みますので、A4（あるいはA3）に統一してください。また、ホチキス止めはしないでください。
- お手数ですが、書類が重複している場合でも、ひとつの申請について書類をそれぞれ添付してください。「昨年、提出した」、「同法人別事業所で提出している」等はお止めください。

<その他>

- 事業所（共同生活住居）数増大に伴い、管理が困難になってきました。そこで、改めて各事業所の状況把握のため、アンケートを実施いたします。現時点では、「各ホーム（ユニット）の名称、所在地、定員、性別等」、「各手続きについて、御担当者様、御所属、連絡先（電話、メール等）等」を想定しております。後日、らくらくに掲載予定ですので、お手数ですが御協力ください。
- らくらくのメール配信機能への登録をお願いいたします。トップページ右下の「事業所メンバー」からログインして行います。

平成〇〇年 4月分

共同生活援助サービス提供実績記録票

記載例

受給者証番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	支給決定障害者氏名	川崎 太郎	事業所番号	1	4	2	5	9	9	9	9	9
														事業者及びその事業所	グループホームかわさき							

日付	曜日	支援実績					利用者確認印	備考
		サービス提供の状況	夜間支援等体制加算	入院時支援特別加算	帰宅時支援加算	日中支援加算		
1	日		1					医療連携体制加算(Ⅰ)~(Ⅳ)の算定要件を満たす支援を行った場合、備考欄に記入する。
2	月	入院						医療連携体制加算(Ⅱ)
3	火	入院						夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たす場合、「1」を記載する。 夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たす場合、「2」を記載する。 夜間支援等体制加算(Ⅲ)の算定要件を満たす場合、「3」を記載する。 ※全てサービス提供日に限る。
4	水	入院						
5	木	入院						
6	金	入院		1				
7	土	外泊						入院時支援特別加算の算定要件を満たす支援を行った場合「1」を記載する。 ※報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合(実際に支援を行った場合)は記載する。
8	日	外泊						外泊の初日:「外泊」 外泊の中日:「外泊」 外泊からGHIに戻った日:「外泊」 (居住系共通)
9	月	外泊						
10	火	外泊						
11	水	外泊			1			帰宅時支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合「1」を記載する。 ※報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合(実際に支援を行った場合)は記載する。
12	木	外泊						
13	金	外泊	1					入院の初日:「入院」 入院から外泊に移行した日:「入院→外泊」 外泊の中日:「外泊」 外泊から入院に移行した日:「外泊→入院」 入院からGHIに戻った日:「入院」 入院からGHIに戻り同日において外泊に移行した日:「入院→共同生活住居に戻る→外泊」 (居住系共通)
14	土		1			2		
15	日	入院						
16	月	入院→外泊						日中支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たす支援を行った場合、「1」を記載する。 日中支援加算(Ⅱ)の算定要件を満たす支援を行った場合、「2」を記載する。 ※報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合(実際に支援を行った場合)は記載する。
17	火	外泊						
18	水	外泊→入院						
19	木	入院						
20	金	入院						自立生活支援加算を行った場合備考欄に記入する。
21	土	入院→共同生活住居に戻る→外泊						
22	日	外泊	1					自立生活へ向けた支援を実施
23	月		1					
24	火					1		
25	水					2		日中支援加算(Ⅱ)については、報酬算定上は当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について報酬算定されるが、報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(本ケースの場合、日中支援加算(Ⅰ)が3回と日中支援加算(Ⅱ)が1回の計4回の算定だが、合計欄には6回と記載する)。
26	木					2		
27	金					1		
30	月		1					退去後において自立生活支援加算が算定される支援を行った日を記載する。 ※退去月と退去後における自立生活支援加算の算定月が異なる場合は受給者証番号、受給者氏名などの基本情報と本欄の退去日、退去後算定日のみ記載する。
合計			回	2回	2回	6回		支給決定障害者が当該共同生活住居を退去した日を記載する。

【別紙】

(様式18-2)

平成〇〇年 4月分

共同生活援助サービス提供実績記録票

記載例

受給者証番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	支給決定障害者氏名	川崎 太郎	事業所番号	1	4	2	5	9	9	9	9	9
説明の便宜上、行を空けて記載しています。作成する際は行を詰めて記載してください。												ムかわさき										

日付	曜日	外部サービス利用型 共同生活援助計画			サービス提供時間		算定 時間数	利用者 確認印	備考
		開始時間	終了時間	計画 時間数	開始時間	終了時間			
1	火	6:00	6:15	0.25	6:00	6:15	0.25	算定時間数は、0.25(15分)単位で記載。	
4	金	9:00	10:00	1.00	9:00	10:00	1.00	サービス提供を行っていない時間(空き時間)が2時間以上の場合、複数のサービス提供として取り扱い、算定時間数は別々に記載。	
4	金	17:00	18:00	1.00	17:00	18:00	1.00		
5	土	9:00	10:00		9:00	10:00		サービス提供を行っていない時間(空き時間)が2時間未満の場合、一連のサービス提供として取り扱い、算定時間数は最終行にまとめて記載。	
5	土	11:00	12:30	2.50	11:00	12:30	2.50		
								受託居宅介護サービス費を算定する時間数を記載。	
8	火	10:00	12:30	2.50	10:00	12:30	2.50		
<p>複数人のヘルパー(複数事業者がヘルパーを派遣している場合を含む。)でサービスを提供し、派遣時間がずれた場合(例:ヘルパーAが10:00~12:00にサービスを提供し、ヘルパーBが11:00~12:30にサービスを提供した場合)、開始時間と終了時間は利用者がサービスの提供を受けた最小の時間と最大の時間を記載。算定時間数は利用者がサービス提供を受けた開始時間から終了時間までの所要時間を記載。 ※複数人の派遣を受けても算定時間数や報酬単位は1人の派遣を受けた時と同じである。</p>									
10	木	10:00	11:00	0.25	10:00	11:00	0.25	複数支援(4人)	
<p>1人のヘルパーが複数の利用者を支援する場合は、1回のサービス提供時間を1回の利用者の人数で除した結果の利用者1人当たりの所要時間(0.25(15分)単位)を記載。併せて、備考欄に「複数支援(1回の利用者の人数)」を記載。</p>									
合計				7.50			7.50		